参考様式第５－１号

燕　　農　　第　　1645　　号
令　和　8　年　10　月　14　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

燕市長　　佐野　大輔

市町村名 （市町村コード）	燕市 （15213）
地域名 （地域内農業集落名）	燕3 （花見、桜町、下組、寺郷屋、前郷屋、居掛、大野）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月9日 （第11回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区では農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、分散する担い手の農地を集約化する必要がある。

主な作物:水稲

（2）　地域における農業の将来の在り方

地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	234.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	234.88 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
集落営農や法人化を行い、集積・集約化を図る。農地中間管理機構を活用し、段階的に担い手への集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
予定なし。 （花見：終了　/　大野：計画、要望なし）
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
予定なし。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状維持。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】